

指定管理者評価制度の概要

1 目的

指定管理者制度を導入した施設について、サービスの履行、安全管理、法令遵守等の指定管理者が守るべき事項の確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営業務に反映することで、サービスの一層の向上を図る。

2 評価方法等

大規模改修工事等により1年を通じて通常の施設運営を行わなかった場合は、原則として評価を実施しないものとする。(東京都指定管理者制度に関する指針) →令和3年度は八重洲駐車場が該当

(1) 一次評価：所管局による客観的評価

- ① 確認項目 40項目
- ② 標準点 50点
- ③ 満点 100点
- ④ 採点 ・各項目について3段階で評価

評価内容	得点
水準を上回る	2点
水準どおり	1点
水準を下回る	0点

- ・確認項目中、「安全性の確保」、「利用の状況（収益性）」等を特に重視し、得点を2倍にする配点

⑤ 評価基準

評価※ (～H30)	確認項目評価の得点の合計点	
S (S)	「標準点（全確認項目が「水準どおり」の評価を受けた場合の合計点）の1.33倍（小数点以下切上）」点以上	67点以上
A (A+)	「標準点の1.25倍（小数点以下切上）」点以上かつ 「標準点の1.33倍（小数点以下切上）－1」点以下	63点～66点
B (A)	「標準点の0.88倍（小数点以下切捨）＋1」点以上かつ 「標準点の1.25倍（小数点以下切上）－1」点以下	45点～62点
C (B)	「標準点の0.88倍（小数点以下切捨）」点以下	44点以下

※平成30年度評価まで「S・A+・A・B」→令和元年度評価から「S・A・B・C」

(2) 二次評価：評価委員会による専門的評価

① 評価基準

評価※(～H30)	内 容
S (S)	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A (A+)	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B (A)	管理運営が良好であった施設
C (B)	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

- ② 評価委員会 審議等の原則公開、議事録の公開

(3) 総合評価：所管局による総合評価

一次評価結果及び二次評価結果に基づき、所管局が総合評価を決定し、評価結果を公表する。